

〈所得制限限度額表〉

扶養親族等の数	児童手当所得限度額	厚生年金等加入者の場合(特例による所得限度額)
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
5人	650万円	722万円
6人以上	1人につき38万円ずつ加算	
老人扶養親族等がある場合は	1人につき6万円を加算します。	

*請求者となる人の平成18年中の合計所得から8万円を控除し、さらに雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、障害者控除、寡婦（寡夫）控除、または勤労学生控除を受けた場合はそれぞれの額を控除した後の所得額が所得限度内であれば、支給対象となります。

*所得とは地方税法における市町村民税の対象となる所得をいいます（年間の総収入額ではありません）。

※扶養親族等がある場合は1人につき6万円を加算します。
（注）平成19年4月より、3歳未満の児童に対する児童手当の支給対象及び支給額に定める額以上は、月額5,000円、第3子以降の児童は、月額10,000円が支給されます。ただし、所得制限限度額表に定める額以上の児童には第1子と第2子はおらず、月額10,000円（注）、3歳未満の児童に対する児童手当の支給がされません。（所得制限限度額表参照）

児童手当制度の目的
児童手当は、家庭の生活安定と児童の健全な育成を目的とした制度です。児童を養育されている方に手当を支給します。
支給対象及び支給額
児童手当は小学校6年生までの児童を養育している方に支給されます。3歳未満の児童には月額10,000円（注）、3歳以上の児童には第1子と第2子は月額5,000円、第3子以降の児童は、月額10,000円が支給されます。ただし、所得制限限度額表に定める額以上の所得があるときは、支給されません。（所得制限限度額表参照）

新規に請求する方は認定請求書の提出を

支給対象に該当すれば、申請

された翌月分から支給となりますので、お子さんが生まれた時や、他市町村から転入された時はお早めに申請してください（自己申告制です）。

また、所得制限限度額超過の場合がありますので、新たに認定請求を行つかれ

るために昨年度は手当を受けられなかつた方で、所得額、扶養親族数の変動等で今年度は該当

する場合がありますので、新たに認定請求を行つかれ

に認定請求を行つかれ、子育て支援課までお問い合わせください。

（注）扶養親族等がある場合は1人につき6万円を加算します。

（注）扶養親族等